

Newsletter Citizen's eyes vol.38

2024年5月19日発行／ジャーナリズムを考える市民連絡会とやま

連絡先 ☎ 090-4680-6336 <https://civic-journalism.wixsite.com/mysite>

「暴力が支配する時代」に戻させないために

4月は必要に迫られて大逆事件と横浜事件の本を読んでいました。まさに戦前の暴力が支配する時代で知性が軽んじられ人の命が簡単に暴力により奪われる時代に起きた事件でした。戦後は暴力支配の時代から曲がりなりにも平和と民主主義（人権尊重）への時代へ。しかし両事件の生存者が求めた再審請求は簡単には進みませんでした。戦後もこの国には払拭できない暗闇があるのを知りました。（お

3月24日「能登半島地震と原発の恐怖」講演会

3月24日富大で同大科学コミュニケーション研究室が主催し、ジャーナリズムを考える市民連絡会とやまが共催した「能登半島地震と原発の恐怖」と題する講演会を実施した。

会場には55名が参加し、オンラインで7名が参加。珠洲原発計画を凍結させた重要な要因にもなった建設予定地をめぐる反対派住民と電力会社側の土地攻防を描いたドキュメンタリー番組『原発立地はこうして進む』を視聴の後、番組制作者の七沢潔さんの講演「テレビ局で原発の番組を作る重要さとシンドさ」を聞いた。

上映された当番組は、ご自身の著書（「原発事故を問う」）でも触れている、放送後に電力会社側が行った土地借地交渉にも支障を与えたという電力側職員の声（「我々は土地を買うのではない、人の心を買う仕事だと教育している」）を引き出したインタビューの場面や、原発予定地の数千枚の土地登記簿をもとに、所有権の動きを示すマップを手作業で作っている場面を見ることができ、数か月に及ぶ取材の中で、反対側住民、電力側職員の双方への信頼関係を築き、粘り強い調査報道の上に制作された見ごたえのある番組だった。

能登半島地震以後の能登への取材の成果を交えた講演は、NHKを辞めても現役のジャーナリストであり続ける七沢さんの姿勢を感じた講演でもあった。

その講演の中での貴重な報告をピックアップした。

■会場で流された取材動画での、寺家の隆起した海岸の案内をする北野進さんの発言から

「このあたり軒並み隆起で陸地部分が広がっています。ここは海で今日みたいに荒れていたり、岩礁だったりする所は行けなかった。これが楽に行けるようになった。ここはずっと海だった。これだけ隆起している。（・・・中略）漁港はそのあたりかな、早い時期にポー

リング調査をしていて、あのあたりに原発ができる予定にしていた。このあたりが1m隆起しているが原発があるともたないですよ。…」



（写真は講演時に上映した七沢さんの取材動画を撮影したもの）

■3月7日の志賀原発のマスコミ公開取材から
「変圧器が故障し油漏れ、外部電源5系統あったものが2系統が故障し3系統に減らし、復旧のめどが立っていない。…（中略）マスコミに公開された地震から2か月後の3月7日に行ってきました。変圧器を見ようと撮影ができたんですがきれいに片付けられていて怪しいですが、ただそういうこと以上に構内をなるべく見せない。バスに乗って見学区域しか動かない。バスから降りれば明らかに違和感があるところは見つかるが写させない。嚴重に見せたくない所があるんですね。…（中略）とにかく外部がやいのやいの言わないと好きないようにする。」

■地震と原発の報道が少ない理由

「理由を聞くと風評被害になると。こんな問題があり危険があると報道すると皆さん不安になるし、不安をあおることになるのはいかがなものか」

その他原子力関連の利益団体などの外部からのプレッシャーも原発報道にかけられている実情の説明もあった。（文責：大島俊夫）

経済秘密保護法が招く「警察国家」日本

大島俊夫

経済秘密保護法ともいわれる重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律が4月9日衆議院が可決し、5月10日参議院で決成立した。プライバシー侵害や市民の知る権利を侵害する懸念がある秘密法の成立にもかかわらず、2013年12月に成立した特定秘密保護法の時のように新聞の一面に載る盛り上がりを見せる反対運動もなかったように思う（右下の記事）。

経済秘密保護法の主な問題点

特定秘密保護法同様、経済秘密保護法は様々な問題点が指摘されており、今後改正や廃止を求めていくためにも問題点を確認しておきたい。

- (1)漏洩等が処罰の対象となる重要経済安保情報の範囲が、法文上不明確、規制の根拠も不明確→捜査権の濫用や、企業活動・研究活動の萎縮を招く懸念
- (2)機密情報にアクセスできるものを政府が認定するセキュリティクリアランス（適性評価。身辺調査を民間人にも広げ、膨大なセンシティブな個人情報や政府の情報機関に集中蓄積→プライバシー侵害と監視社会の現実的危険の増大
- (3)秘密指定される情報は国保有情報だけでなく、政府に共有された民間からの情報も秘密指定／広範な分野で秘密指定→政府に不都合な情報が隠蔽し、市民の知る権利が侵害、民主主義が形骸化
- (4)報道の業務に従事する者の取材行為については「著しく不当な方法」との行政機関の判断だけで表現の自由、取材の自由が侵害される危険がある。
- (5)人権侵害の防止・救済制度が整っていない。濫用による人権侵害に対する異議申し立て、審判機関がない。
- (6)情報保全に関し行政監察権限や機密解除請求権を持つ独立の立場で監督する第三者機関がない。

監視社会に詳しいジャーナリストの斎藤 貴男さんは、インタビューの中で、この法律により「日本はこれではっきりと警察国家になるのだと思う。「人間が国家権力にたえず監視され都合よく操られる社会」になると述べている。参考にしてください。（マスコミ市民24年5月号「思想信条を丸ごと洗われる重要経済安保情報保護法」）



朝日新聞 2024年4月10日（右）、5月11日（左）



北日本新聞 2024年5月11日



毎日新聞 2013年11月22日

2 参考文献：マスコミ市民24年5月号、「経済秘密保護法案危険な人権侵害の本質がますますあきらかに」（海渡雄一著・週刊金曜日24.4.19号）、「セキュリティ・クリアランスとは」（高山佳奈子著・世界24年6月号）、「経済安全保障分野にセキュリティ・クリアランス制度を導入し秘密保護制度を拡大することに反対する意見書」（日弁連）

《コラム》 沖縄のいま (29)

「屈辱の日」から 72 年、依然として 「私たちは屈辱の中に生きている」

小原 悦子

4月28日は沖縄では「屈辱の日」として記憶されている。1952年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約によって、日本は連合軍の占領から解かれ「独立」した。一方、その第3条によって、沖縄・奄美・小笠原は米軍支配下に置かれることになった。沖縄に関しては、1947年9月の「天皇メッセージ」が前段階としてあった。

沖縄の人々が「屈辱の日」と認識するのは、米軍占領下に「捨て置かれた」ことのみを意味しているのではない。自分たちの存立の根底を決める重大な決定に、何一つ意見を問われることもなく、蚊帳の外に置いたまま決められてしまった。そのことが「屈辱」だったに違いない。まさに、「自己決定権」の剥奪である。

辺野古新基地建設について、沖縄県民は「反対」の意思を明確に示している。にもかかわらず、国家権力が沖縄県知事の権限を奪って代執行し、大浦湾側の工事に着手した。意見表明ができるようになった沖縄の「自己決定権」だが、実態は奪われたままだ。

8年前の2016年、4月28日は「もう一つの屈辱の日」になった。ジョギング中だった20歳の女性が米軍属により暴行殺害死体遺棄される事件が起きた。遺体は県道104号線から入った藪の中で見つかった。104号線の両側はキャンプ・ハンセンだ。犯罪の証拠品は米軍基地内に廃棄され、またしても、沖縄県警の捜査は日米地位協定の壁に阻まれた。

逮捕された犯人は米軍の請負業者の従業員だった。日米両政府は、日米地位協定の軍属の規定を明確にするため、2017年に軍属に関する補足協定を結んだ。米政府が直接雇用していない従業員を軍属から外し、軍属の数は減少するはずだった。しかし、今年4月28日の琉球新報によれば、日本国内の米軍属の数は増加していることが分かる。2017年10月には7048人だった軍属の数は、今年1月時点で1万4184人に増加している。補足協定は一時しのぎの弥縫策だったと言える。



2016年の県民追悼集会で、彼女の出身地の稲嶺進名護市長(当時)は、「私たちはまた、風(かじ)かたか(風よけ)になれなかった」と沈痛な表情で述べた。米軍が沖縄にいる限り、いつ誰かが米軍関係者による性犯罪に巻き込まれるかもしれない。米軍がいない社会でも性犯罪は起きている。しかし、その上に軍隊による性犯罪が加算されるのだ。

今年もまた、遺体発見現場近くの県道104号線沿いに献花台が設けられ、人々が静かに手を合わせる姿があった。私は2017年6月、かの地を訪れた。事件から1年2か月経っていたが、献花台の上には花や飲み物のペットボトル、メッセージカードが整頓されて並んでいた。藪の奥へ向かって手を合わせた。その場を写真に撮る気持ちにはなれなかった。104号線両側のキャンプ・ハンセンが妙に意識され、大雨のせいもあり、ひどく気が沈んだのを覚えている。

昨年5月、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」が新たに確認できた米軍関係者による性犯罪を追記し、『沖縄・米兵による女性への性犯罪(1945年4月～2021年12月)第13版』を発行した。県警発表の「犯罪統計書」や過去の新聞記事を調べ、聞き取り調査した証言を追記した。同会共同代表の高里鈴代さんは、表記されているのは冰山に一角にすぎないと強調する。

1952年4月28日は日米安保条約が発効した日でもある。いま、日本は米国の対中戦略の最前線に立たされ、「台湾有事」に備えて琉球弧の島々にミサイル部隊を配備し、長射程ミサイルや米軍の中距離ミサイルの配備が予定されている。自衛隊が米軍の指揮により長射程ミサイルを中国に向けて撃つのではないかの悪夢さ

え想像される。米国に対して「NO!」と言えない日本政府。果たして、「屈辱」の中にいるのは沖縄だけだろうか。

大江健三郎さんではないが、「私たちは屈辱の中に生きている」と言わねばならない。

5・15 沖縄施政権返還の日～ 土地規制法の第4回指定が施行

小原悦子

「5・15 沖縄施政権返還の日」です。

それだけではなく、本日「土地規制法」の4回目の「注視区域」「特別注視区域」の指定が施行されます。これについて、沖縄の新聞は大きく取り上げていますが、朝日新聞も北陸中日新聞も何も書いていません。

ちなみに、富山県でも砺波市の陸自富山駐屯地周辺1キロが「注視区域」に指定されました。

朝日新聞は2面の時時刻刻で、地方自治法「改正」案が14日から衆議院総務委員会で審議開始されたことを受け、「国の指示 拡大に危うさ」とタイトルして大きく取り上げています。

しかし、辺野古設計変更承認への代執行やサンゴ移設に関しても国が代執行するだろうことなど、つまり、国が県の権限を奪って代執行までして民意を踏み潰すことの是非と関連付けて、地方自治法「改正」案を解説するなどの記述は全くありません。政府の政策をチェックするには上滑りのような気がします。

私は的外れかもしれませんが、「有事」を理由とした「住民避難」や民間空港・港湾の軍事利用など、軍事的なことでは地方自治法「改正」が利用されるのではないかと懸念しています。

ただ、本日（15日）の朝日新聞は、天声人語と社説と記事で「沖縄」を書いています。

北中も社説（本日は1本）で書いています。

朝日の上地一姫記者による、沖縄の高齢者の貧窮を書いた記事は、あまり着目されていない視点で取り上げており、注目しました。米施政権下では社会保険制度が整備されず、沖縄の高齢者の年金受給額が低額だったり、無年金の人が一定程度存在している。そのために沖縄の高齢者の貧窮があることを報じています。1面囲みと社会面で書いています。

沖縄の子どもの貧困（それは女性の貧困でもあるのですが）は、翁長知事のころから社会的課題になっています。しかし、高齢者の貧困もあるのです。

沖縄出身の上地記者ならではの生活者の視点で捉えた大事な記事だと思いました。

以下は、土地規制法についての記事の一つです。公開記事ですので、直接アクセスしてお読みください。

【深掘り】土地規制 広範囲に 指定、地元の意向を無視 きょう復帰52年（地図あり）

<https://ryukyushimpo.jp/news/politics/entry-3078879.html>
（琉球新報 5/15）

